

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第25回）

日 時：令和元年10月31日(木) 10:00～11:00

場 所：経済産業省 別館944共用会議

- 議 題：1. 容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に係る量、比率等について
2. 資源有効利用促進法に基づく識別表示のサイズの縮小等について

議事録

○横手課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ第25回会合を開催いたします。

経済産業省資源循環経済課長の横手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、本日の産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループの出席状況ですが、全委員数26名のうち15名の委員の皆様にご出席いただいております、定足数である過半数に達していることをご報告させていただきます。

また、新たにワーキンググループの委員にご就任いただいた方をご紹介します。ご紹介させていただいた後、簡単でよろしいので、お一言ご挨拶ちょうだいできればと思います。

まず、上智大学大学院地球環境学研究科教授・織朱実委員です。

○織委員 織でございます。実は3年ぶりぐらいかもしれない、顔を見知っている方もいらっしゃるし、また新しい方もいらっしゃると思いますが、この間、SDGs等いろいろ研究範囲を広げてきましたので、そういった視点も入れて議論に加わらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○横手課長 ありがとうございます。

次に、PETボトルリサイクル推進協議会会長・佐藤澄人委員です。

○佐藤委員 PETボトル推進協議会リサイクル推進協議会・佐藤でございます。実は

審議会というものに今回初めて参加させていただき、すごく緊張していますがけれども、勉強しながら発言していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横手課長 ありがとうございます。

次に、ガラスびん3R促進協議会事務局長・田中希幸委員です。なお、田中委員は、本日、ご都合によりご欠席となっております。

続きまして、東京商工会議所理事・産業政策第二部長、日本商工会議所産業政策第二部長・湊元良明委員です。

○湊元委員 湊元でございます。よろしくお願いいたします。

○横手課長 ありがとうございます。

次に、日本百貨店協会環境委員会委員・舟竹以久代委員です。なお、舟竹委員は、本日、ご都合によりご欠席されております。

次に、アルミ缶リサイクル協会専務理事・保谷敬三委員になります。保谷委員も、本日、ご都合によりご欠席となっております。

新たに着任された委員の方々は以上になります。

なお、ご欠席されております中井委員、舟竹委員、保谷委員の代理として、本日、それぞれ久保様、高橋様、吉澤様が代理でご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、容器包装リサイクル法の再商品化義務に係る量、比率について審議することとなっております。この関係で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会専務理事の小山様にオブザーバーとしてご参加いただいております。

また、本日の議題である再商品化義務に係る量、比率につきましては、主務大臣として定めることとなっておりますので、農林水産省及び環境省にもご出席いただいております。

それでは、早速になりますけれども、経済産業省大臣官房審議官（環境問題担当）の矢作よりご挨拶申し上げます。なお、都合により、挨拶後退席させていただきますのでご了承ください。

○矢作審議官 経済産業省の矢作でございます。座ってお話させていただきます。

改めまして委員の皆様方には、平素より経済産業政策、リサイクル政策の推進にご理解、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

容器包装リサイクル法でございますけれども、この法律に基づく分別収集、再商品化というのが本格稼働して約20年が経過したわけございまして、この間、容器包装廃棄物の

分別収集、再商品化につきましては着実に進展しているというふうに考えてございます。その結果、一般廃棄物の排出量削減とか、最終処分場の残余年数が延びてきたということで、一定の成果に結びついてきたというふうに考えてございます。これも一重に、ここにおられる委員の皆様を初めとして、容器包装製造あるいは利用の事業者、消費者、地方公共団体、指定法人、再商品化事業者ら多くの関係者の努力の賜物であるというふうに考えてございまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

最近の情勢をみますと、例えば、今プラスチックというのは、大変大きく注目されている素材となっているわけでございます。プラスチックというのは、世界中で利用されて多くの社会課題の解決に貢献してきたというすぐれた素材であるからこれだけ使われてきたということでございますけれども、他方で、海洋に流れ出たプラスチックごみといったものの問題が大きくクローズアップされて、地球規模の大問題となっているというわけでございます。

実際に、今年6月にG20が日本で開催されまして、大阪サミットとして行われたわけですが、この海洋プラスチックごみの問題というのは一つの大きな議題となりまして、2050年までに新たな海洋ごみというのをゼロにしようということを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」というものがG20で共有されたといった状況でございます。

こうした中で、まずは国の取り組みの第一歩として、特にコンビニとかスーパーなどで利用されているレジ袋、こういったものについては消費者のライフスタイルの変革を促すといった観点から、例えば有料化の義務化といったものについても別途ワーキンググループを設け、皆様にご検討いただいているといった状況でございます。このワーキングにつきましては、容リ法の施行状況とか、あるいは特定事業者の方に毎年度負担いただいている再商品化義務量の算定のための毎年定める量あるいは比率等をご審議いただいているわけでございますけれども、加えて今年は、資源有効利用促進法に基づく再生資源の利用促進を定めています容器包装の例えば識別表示のうち、スチール缶とかアルミ缶、あるいはPET製容器のサイズの縮小等についても議題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様におかれましては、資源の有効利用、あるいはプラスチックの3R、リデュース・リユース・リサイクル、こういった観点からご審議をいただければ幸いと考えてございます。引き続きお集まりの委員の皆様のご協力を賜りたいと思っていますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日も忌憚のないご意見をいただければ大変幸いに存じ

ます。どうもありがとうございます。

○横手課長 ありがとうございました。

次に、本日配付しております資料の確認とタブレットの取り扱いについてご説明いたします。資料のほう、タブレットのほうに既に入っております。格納されている資料ですが、全部で5種類、議事次第、委員名簿、資料2として再商品化義務量の算定に係る量・比率等について、資料3として識別表示のサイズの縮小等について、最後、参考資料となっております。過不足等あれば、ご連絡いただければと思います。また、タブレットに不具合、操作がわからない等々ございましたら、当省職員がお席までお伺いいたしますので、お手数ですが挙手をしていただければと存じます。

本日の資料につきましては、原則公開とさせていただきます、また議事録につきましても、本会合終了後、皆様にご確認いただいた上で公開とさせていただきますので、あらかじめご了解いただければと存じます。

それでは、この後の議事進行につきまして、大和田座長をお願いいたします。

○大和田座長 早稲田大学の大和田と申します。実は私もこの会は初めてでございます、取りまとめ役を今年やらせていただきたいと思います。昨年度はメール審議ということで、皆様には一応名前は知らせていただいたと思いますけれども、こうして相對するのは初めてでございますので、ぜひよろしくをお願いします。

今回、1時間という、皆様のいろいろなご都合によってぎりぎり1時間がとれたという状況でございます、非常に短い時間ですけれども、ぜひ内容のある、そしてまた次につながるような会議にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず本日、議題が2つございます。まず、容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率についての審議、これを行いたいと思います。これらの数字、もう皆さんご存じのように、特定事業者の方々が再商品化義務量を算定するために必要となるものでございまして、容器包装リサイクル法の第11条、12条、13条の規定に基づきまして主務大臣が定めるということになっております。その際に、第44条に基づきまして、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものというふうにされてございまして、例年、この意見聴取を本ワーキンググループの場で行っております。

それでは、まず資料2に基づきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○飯田課長補佐 資源循環経済課の飯田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、お手元のパンフレットの資料2を開いていただければと思います。まず、お話しさせていただく前に、量、比率について、例年と比べて一部データの集計に少しお時間がかかりまして、皆様にこの資料をお示しすることが例年に比べ少し遅くなってしまったことに、大変恐縮しているところでございます。

それでは、お時間の制約もございますので、量、比率がどういうものなのかということについて、かいつまんでご説明させていただければと思います。資料2の1ページ目をご覧ください。まず、先ほども大和田座長からお話がありまして、容器包装リサイクル法第11条から13条までの規定に基づきまして、特定事業者は毎年度、自らの再商品化義務量の再商品化をしなければならないということとされております。その義務量の算定基礎となる量、比率、こちらは主務大臣が定め、告示することとなっております。

主務大臣が定める具体的な量、比率につきましては、資料2の1ページ目の枠囲いの中のAからGまでの数値となっております。これらの数値は、経産省及び農水省が実施する事業者向け一般統計調査でございます容器包装利用・製造等実態調査、環境省が実施いたしております容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定されることとなっております。また、容器包装利用・製造等実態調査につきましては、容器包装利用・製造等をしている可能性がある事業者を選定しまして、約4万の事業者を抽出して統計調査を行っております。

次に、容器包装廃棄物分類調査につきましては、国内8都市を調査対象としまして廃棄物の組成割合を分析し、容器包装廃棄物につきましては、廃棄物の種類、ラベル等から判断される量と業種、中身商品の種類等を分析調査して排出量を推定してございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。2ページ目を開きますと、タイトルの下でございますが、個々の特定事業者の業種ごとの再商品化義務量を算定するために、この量、比率というものを定めているということでございまして、これを導き出すために下側の式、左側にあります、Ⅰ業種区分ごとの再商品化義務量、こちらが再商品化義務の対象となるいわゆるベールのことでございますが、ガラスびん、無色、茶色、その他、それからPETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装という、6品目それぞれでこの義務量というものを出すということでございます。

さらに、これに対しまして右側の計算式のところなのですが、Ⅱ個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量、これをⅢ事業者が所属する業種全体の容器包装廃棄物

の排出見込量で除した割合を I の義務量に掛けて、個々の特定事業者ごとの再商品化義務量というものが算定されるということになってございます。この I のところが、左下のほうに大きなフロー図がございすけれども、この A から E までの数字を使って業種ごとの再商品化義務量を算出するというところでございます。

この図中の左上に環境大臣が定める分別収集見込総量というものがございす。こちらは環境省が各自治体から廃棄物の量を集めまして、日本全体の廃棄物量というものを出示してございます。これに、特定事業者責任比率という A のところなのですが、これを掛け合わせて、特定事業者が責任を負っている義務総量というものを出すということでございます。

あと、右側に主務大臣が定める再資源化見込量というものがございすが、これはいわゆるリサイクラーの処理能力を主務大臣、主に私どもで出しているのですが、その数字と環境大臣が定める分別収集見込総量、どちらか低いほうに対し、容器あるいは包装であるとか、あるいは業種であるとか、そうした各対象に該当する方々に案分する形で数字を出すということを I のところで算定してございます。

わかりづらいと思うのですが、資料の 3 ページをご覧くださいと思います。ここは特定事業者責任比率というところでございまして、事業者の責任となる量の比率をここに表示してございます。こちらは容器包装・利用製造等実態調査をもとに特定事業者の排出見込量、それから小規模事業者の排出見込量、それぞれの全国推計値を算出しまして、特定事業者の排出見込量の割合というものを算出します。一方で、一般廃棄物の組成調査であります容器包装廃棄物分類調査によって、同じように調査をしまして、この 2 つの統計データを足して 2 で割りまして、さらに昨年度調査での平均値の値と足して 2 で割る。2 年移動平均といっていますけれども、これで算定をしております。その結果が、この表 1-1 となつてございます。これは A の部分なのですが、以降、同じようにこういった平均の仕方で数字をそれぞれ出してございます。

4 ページをご覧くださいと思います。表 1-2 のところでございます。左側のア、分別収集見込総量、これは先ほど申し上げました、環境大臣が全ての都道府県の区域内において得られる特定分別基準適合物ごとの見込量、それを合算して得られる総量として公表するものとされている数字でございす。この分別収集見込総量は、3 年ごとに 5 年を 1 期とする計画を策定することとしておりまして、今回は 3 年目ということですので、見直した令和 2 年度の値をここで記載してございます。

その次に、右側のイのところです。先ほど申し上げました再商品化見込量ということで、こちらでも分別収集見込量と同じように3年ごとに5年を1期とする計画を策定するということになっておりまして、今回見直した令和2年度の値を記載しております。

次の再商品化義務総量ですが、アである分別収集見込総量とイである再商品化見込量のいずれか少ない量に、先ほどの3ページにございました特定事業者責任比率を掛け合わせることで、特定事業者が負担する義務量の全体の量というのが出てくる、ここがBのところでございます。

一部赤色で表示しておりますけれども、紙製容器包装につきましては、例年同じなのですが、市町村が分別収集した後に独自処理する量の割合がほかの素材と比べて大きいということですので、あらかじめ分別収集の見込総量からこの独自処理を考慮した上で再商品化義務量を算出するということで扱ってございます。

ここで特定事業者が負担する量というものが導き出されていくのですが、それに対して最初の1ページのところにありましたC、D、E、特定容器比率であるとか業種別比率、そうした比率を掛け合わせていくことになります。同じページの表2の特定容器比率のところをご覧くださいと思います。容器包装ということですので、容器の量、包装の量というものをそれぞれ按分する作業がございまして、ここで紙製容器包装、プラスチック製容器包装の容器の比率を表示しております。残りの数字は包装の比率ということになります。ちなみに、ガラス製容器とPETボトルにつきましては全てが特定容器、容器ということで包装はございませんので、全て100%容器ということになります。

次の5ページ目、6ページ目、表3でございしますが、これは業種別比率ということで、業種別の排出見込量の比率で算出した数字を記載させていただいています。業種ごとに上から下まで全部足し合わせて、100%ということ計算して設定してございます。

7ページ、8ページの表4でございします。同じ業種の中での業種別の容器利用事業者、あるいは製造事業者の負担割合を計算した表でございします。こちらの負担割合につきましては、特定容器を利用した商品の販売額は利用事業者、それから特定容器の販売額は製造事業者、それぞれの販売額の比率で算出してございます。

このようなC、D、Eという数値を、再商品化義務総量に掛け合わせることで、業種ごとの義務量というものが算出されていくという、先ほど2ページのところのIの部分のIの部分がここまですべて計算ができてくるということになります。

2ページの図の右側のところ、個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量を業種

全体の容器包装廃棄物排出見込量で割ることで、この業種の中での自分の割合というものを
出すことにしてございます。個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量については資料2
をご覧くださいいただければと思います。大きく2つのやり方がございまして、自ら算出
する方法、自主算定方式というものと、簡易に算出する方法、簡易算定方式の2種類ござ
いまして、原則は自主算定方式を推奨しております。また、簡易算定方式には事業系比率
Fというものがございまして、こちらは、自分でどれだけ家庭用のごみが出ているかとい
うことの計算が非常に難しいというか大変であるということもございまして、事業系比率を
使うことで、自分が家庭用で出てくるごみ量の計算を簡易にできるようになるため、事業
系比率も量、比率の中で算定している数値でございまして、こちらにつきましては、資料2
の11ページ、12ページをご覧くださいいただければと思います。

さらに、こうした数字を使うことで個々の事業者の容器包装廃棄物の量というものが導
き出されるということになってございまして、このAからGの数字を今回皆様にご確認い
ただくということでございます。

雑駁でございましたが、ご説明は以上でございます。

○大和田座長 どうもありがとうございました。

個々にみていくと大変複雑な算定方式になっているわけですが、私もざっとみて、
非常に合理的な感じかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。ご質問、ご
意見のある方は、例によって机の上の名札を縦にしていいただければと思います。

それでは、久保様。

○中井委員代理（久保） ありがとうございます。4ページですけれども、再商品化義
務総量の計算の中の分別収集見込量と再商品化見込量の数字のプラスチックのところですが、
数字は調査の結果だと思いますけど、実は過年度4年間の数字の平均値からみるとそ
れぞれ減少しているということございまして、例えば、去年は分別収集見込量が75万
6,000トンでしたから、3万5,000トンほど減っている。再商品化見込量も145万トンであ
りましたから減っていると。この背景を、後日で結構でございますので、どういうことで
これが減ったのかということ。これは再商品化義務に係わる委託料の計算のときにも非常
に関心がある話でありますので、後日、ご説明の資料などをいただけるとありがたいので
すが、よろしくお願いします。

○大和田座長 いかがでしょうか、もし簡単にご回答できれば。

○飯田課長補佐 後日、改めてご説明させていただければと思います。

○大和田座長　それでは、湊元委員。

○湊元委員　量、比率とかの問題ではないですが、2点ほどご発言させていただきます。

商工会議所は、日本容器リサイクル協会から特定事業者の再商品化委託の業務委託を受けておりまして、先ほどもちょっと出ましたがスケジュールの関係でございます。例年よりは2カ月ぐらい遅れているというようでございますので、商工会議所にとりまして、この後、いろいろ地方の商工会議所の業務を委託する等のスケジュールもございまして、速やかにパブリックコメントを行って決定していただきたいということと、来年度以降もスケジュールは早めにいただきたいということをお願い申し上げる次第であります。

あともう一点、中国等の廃棄物の輸入規制、あるいは昨今、災害も発生して大量に廃棄物が出ております。産業廃棄物処理業者の処理能力が非常にタイトになっているということも聞いております。その残渣処理の関係で容器包装リサイクルにも影響が出ているという話も聞いておりますので、国としてもこういった現状をご認識いただきまして、産業廃棄物の安定的かつ十分な処理能力の確保に向けて取り組みを推進していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○大和田座長　ありがとうございます。

何かコメントございますでしょうか。

○横手課長　ありがとうございます。まず、量、比率の決定が遅れたこと、改めておわび申し上げます。いろいろデータ、調査をするのに集計に時間がかかったということもございます。来年度以降、そういうことがないようにいたしたいと思っております。

あと、中国等の廃棄物輸入規制の関係、まさにおっしゃるとおりだと思っております。足元、廃棄物処理の状況が逼迫しているということを踏まえまして、環境省さんのほうから、全国の自治体等に対して協力を含めた要請文書も出していただいているというところでございます。

いずれにせよ、今後、来年度の入札等々も始まっていきますけれども、残渣がしっかりと処理がされるようにしっかりと考えていく必要があるということは、我々としても認識しておるところでございますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○大和田座長　よろしいでしょうか。そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本件は、皆さんにご承認いただいたということにさせていただきます。どう

もありありがとうございました。

なお、今、久保様からもありました、湊元さんからもございましたけれども、そのあたりの背景とか、一つ一つのデータをみると、どこが減ってどこが増えたというのは大体わかりますから、そのあたりをきちっと、少なくとも皆さんに後でご回答できるような形をとっていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題になります。資源有効利用促進法に基づく識別表示のサイズの縮小等についてということでご議論をいただければと思います。

それでは、資料3に基づいて、事務局からご説明をお願いいたします。

○飯田課長補佐　続きまして、資料3をお開きいただければと思います。2ページのところをご覧いただければと思いますが、資源有効利用促進法に基づく識別表示ということでございまして、スチール缶、アルミ缶、PET製容器につきまして、再生資源の利用を促進するために、分別回収のための表示が義務づけされてございます。それぞれのマークにつきまして、皆様おなじみかと思いますが、制度導入から約30年が経過しております、分別回収が促進されておりますし、リサイクルに係る消費者の意識も定着している状況だと思っております。

ほかに紙製容器包装、あるいはプラスチック製容器包装にも紙・プラマークという表示がございます。このマークの大きさを絵で示しておりますけれども、スチール、アルミ、PETマークと、紙、プラマークとありますが、相対的にスチール、アルミ、PETのほうが大きいということがわかりかと思えます。

次の3ページでございしますが、こちらは省令の記載事項を記載しているのですが、スチールにつきましては、円の外径が17ミリ以上。アルミ缶につきましては、同じく一辺の長さが17ミリ以上。PET製容器につきましては、こちらはPET本体の刻印とプラスチックで胴部を覆っているラベルとそれぞれの表示義務があるのですが、ラベルのほうにつきましては、一辺の長さが15ミリ以上とされております。

6ページのところの紙、プラの大きさなのなのですが、紙、プラはさまざまな形状や大きさというものがあるということが前提になっていると思いますが、マークの高さ、あるいは一辺の長さというものは6ミリ以上ということで、スチール、アルミ、あるいはPETの15から17ミリに比べて、相対的に小さい表示となっているということでございます。

7ページ、こういった識別表示を取り巻く状況としまして、近年、食品表示法による成分表示事項の増加といった規制の影響。それから、缶コーヒーなどがわかりやすいと思う

のですけれども、消費傾向の変化により、以前に比べると容器が小型化しているというところもあるということを踏まえますと、こういったことを背景に、事業者の皆様方による表示が可能なスペースがかなり小さくなっている傾向にあるというところ。あと、3Rの促進のために、事業者によるラベルの使用量削減といった取り組み等も行われていることを踏まえまして、私どもとしましては、スチール缶、アルミ缶、PET製容器のマークのサイズを縮小するということと、PET製容器のラベルレス化を推進するということにつきまして、検討委員会を設けて検討いただいたというところでございます。

次のページは食品表示法の表示事項の増加の図を示していきまして、スチール缶、アルミ缶、PET容器に該当する加工食品というのは、ほかの食品表示法の表示対象と比べても表示事項が多いというところ。

次のページは、PETボトルのラベル表示を以前と今ということで比べさせていただいておりますが、表示事項が増加するというところで文字も読みづらくなっている。また、PETマークとプラマーク、2つここに表示されておりますけれども、大きさの違いがよくわかるかなというものでございます。

次のページが、ラベルレスに取り組まれている事業者の例でございまして、10ページのところでございます。通信販売の箱売りの場合に、個別容器にはラベルをなくすということでプラスチックのリデュースを進められています。PETマークは、個別の容器に表示するというのが義務づけられておりますので、ラベルをなくしてもPETマークを表示しなきゃいけないということで、タックシールを貼られているというところでございます。今回は、このシール自体もなくすということについて検討いただいたというところでございます。

次の11ページ、12ページは、検討委員会での検討の目的であるとか委員一覧でございます。

13ページから、実際マークを縮小するということですので、縮小してもリサイクルを進めていただけるかどうかという点について、ウェブで消費者にアンケートをしたわけですが、その結果をお示しさせていただいております。13ページはスチール缶についてなのですけれども、年代ごとに男女別にあるのですけれども、見出しのところにございましており、ほとんど9割程度が、別に影響を受けないという回答でございました。

14ページ、これはアルミ缶ですが、これも同様です。

15ページ、PET製容器でございますけれども、こちらも同様に、9割程度が影響を受

けないという回答になってございます。

16ページは、直接関係する団体にヒアリングということで、自治体にヒアリングさせていただいて、縮小するという事などについてご意見をいただきました。結論としては、非常に認知度が高まっているということもございまして、形状などで判断できる、あるいはリサイクル工程においても、例えば磁力選別ということでスチールあるいはアルミの分別ができるということもございまして、大きな影響はないのではないかということです。あと、自治体へのヒアリングに合わせて、一部消費者の方もいらっしゃるのですが、そうした方へのヒアリングもしたところ、影響は余りないという方もいらっしゃる、影響が考えられるという方も中にはいらっしゃるというところなのですが、いずれにせよ、触ってわかるというようなコメントもあったり、一時的に影響が考えられるということがあるが、広報・周知を行うことで対応は可能ではないかといったコメントも併せてございました。

次のページは、消費者団体へのヒアリングも行わせていただいたのですが、先ほどの自治体へのヒアリングの結果と同様な回答だということでございます。あと、追加的に消費者団体の方にご協力いただきまして、50代以上の市民の方に対してアンケート調査、これは紙をお配りして回答していただいたという調査なのですが、いずれも、サイズが縮小しても分別回収はできるという回答でございました。

次の18ページでございます。こちらは再生処理事業者、リサイクルに係る業者に対するヒアリングでも、業者での選別工程において区分しておりまして、リサイクル率にも影響がないというようなところでございました。こうしたアンケート調査、ヒアリング調査の内容を踏まえながら検討委員会でご検討をいただきました結果、スチール、アルミ、PET製容器の識別表示のサイズの縮小を行う方向ということは望ましいのではないかと結果となってございます。

さらにあわせて、こういったサイズ縮小ということになりますので、識別表示サイズの縮小に係る周知への協力とか、あるいは見つけやすい箇所への表示など、業界団体での前向きな検討をお願いしたいというような話も検討していただいております。

次のページでございます。こちらはラベルレス、PET製容器についてですが、外装に識別マークを表示しまして、個別容器へタックシールを貼るということでラベルそのものはなくしているのですが、そのタックシール自体も省略するという事につきまして検討をいただいたところなのですが、こちらにつきましても、一層のリデュースの向上

に寄与するといったことやラベルを取り外す手間を省略することで、消費者の分別排出への容易化や再商品化時の不純物除去にも寄与するということから、ラベルレス化の一層の推進を行う方向で取り組むということは望ましいとされております。

この取り組みをした場合、箱には表示するのですが、個別容器にはラベルやタックシールというものはなくなる、マーク自体がラベルあるいは印刷では出てこなくなるということですが、もともとPETボトルについては、冒頭申し上げたとおり刻印がありまして、ラベルをはがすと胴部あるいは底部にPETボトルのマークが刻印されているのですけれども、そうした刻印につきましては、ラベルレス商品でも引き続き消費者あるいはリサイクラーのほうでPET製容器の諾否を確認するということが刻印でできるということでございますので、この刻印は引き続き必要であるというご意見がございました。

最後の20ページでございます。私どもとしましては、以上を踏まえまして、今後の取り組みの方向性としてしましては、スチール缶、アルミ缶、PET製容器の識別表示のサイズについて、紙、プラと同等のサイズ、紙、プラは6ミリですので、6ミリを念頭に表示するという。PET製容器につきましては外装に表示する時は、個別の容器への表示を省略することができる、こういった取り組みを今後の方向性として進めていければと思っております。

また、あわせまして、識別表示マークの変更に係る周知や、業界団体との理解と本趣旨を踏まえた取り組みが期待されるというところかと思っております。

私の説明は以上でございます。

○大和田座長 どうもありがとうございました。

この結論に至るまでには、先ほどもご説明がございましたけれども、13ページにあります検討委員会、ここの委員の多くの方々にご参加いただいておりますけれども、いろいろ検討を重ねてまいりました。私は、初めにこの話を聞いたときに、ラベルを縮小するっていかげんなものなのかということから意識として入りましたけれども、私の想像以上に市民の方々の意識が非常に高まっているということ、あとは食品表示法によって、いろいろそのほかに書くべきことがたくさん出てきたということですね。そういったような種々のいろいろな問題と課題がありまして、この縮小化というのもある程度いたし方なしかんというような感想はもっていますが、いかがでしょうか。皆様、これに関してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、まずこちらから行きましょう。川村委員からお願いいたします。

○川村委員 紙製容器包装リサイクル推進協議会の川村でございます。それでは、意見を言わせていただきたいと思います。

スチール缶、アルミ缶、PET製容器の識別表示を紙製容器包装の識別表示と寸法を同一にするということについては、現在、同推進協議会でも、識別表示の大きさについては特に6ミリでも問題ないと考えていますので、賛同させていただきます。

なお、紙製容器包装の識別表示につきましては、前回の合同審議会において、古紙ルート of 雑紙分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言しております。容器包装リサイクル制度の施行状況の評価検討に関する報告書における分別排出の考えられる施策の例として、市民にわかりやすいプラスチック製容器包装の識別表示や紙製容器包装の回収量拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきであると課題として取り上げられておりますので、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大和田座長 それでは、一応皆さんからご意見いただいた後で、まとめてご回答いただければと思います。

それでは、佐藤さんお願いします。

○佐藤委員 PETボトルリサイクル推進協議会・佐藤でございます。事務局及び大和田先生、細かいご解説ありがとうございました。

私ども協議会の識別マークサイズの見直し及び立体包装がある場合におけるラベルレスについての要望事項については、理解をいただけたものと思います。識別表示マークサイズの見直しにつきましては、ご説明の事務局案で進めていただけたらと思います。これにより、食品法の一括表示内容の拡大に伴う追加スペースの確保というものが担保されるものと考えています。

また、ラベルレスの対応につきましても、ご説明の事務局案で進めていただきたい。これが進みますと、タックスシールの省略が今後可能となって、ラベルレス製品の拡大により、環境に優しいリデュース普及に貢献できると期待されます。ぜひ進めていただきたく、よろしくお願いいたします。

また、懸念事項とありました周知徹底ということに対しましては、消費者コミュニケーションに関するご懸念ということで、PETボトルリサイクル推進協議会では、変更の目的、趣旨をホームページにアップして周知を図ってまいり所存です。

また、関連業界団体が統一して以下のことを進めてまいります。消費者からなぜ小さくしたのかというような問い合わせが予想される中で、食の安全や健康のため表示が増えていくことや、一層のリデュース等の取り組みを伝えるQ&Aを用意し、業界統一の対応の徹底を進めてまいります。また、関連業界団体の自主ガイドラインの制定というものを通じて、識別表示マークの変更に伴う空きスペースの活用方法に対しては、商品の宣伝部分を増やさないこと、また、識別マークを認識しやすいように、表示位置のある程度の定義づけをしていくことを進めてまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大和田座長 ありがとうございます。

それでは、久保様お願いいたします。

○中井委員代理（久保） ありがとうございます。確認と意見を3点申し上げます。

確認は、資料3のところに一貫して「PET製容器」と表記がございますが、前の容器のところでもそうですけど、PETボトルとございまして、法的にはPETボトルではないか。容器となった場合、トレイ等も入ってしまいますので、この資料は全部PETボトルのお話かと思っておりますので、「PETボトル」の表記に全部変えていただくべきではないでしょうか。対象がPETボトルに限っている話かと思っておりますので、そこをよろしくお願いいたします。

その上での意見でございますけれども、PETボトルの識別マークのサイズ縮小の件につきましては、認知度も上がっている、PETボトル自体が見分けやすいといったこと、あるいは表示内容が増えてきた等々のことも含めて、サイズ縮小の件につきましては特に異論はございません。これが1つです。

2つ目は、ラベルレスのお話がございましたけれども、リデュースの観点からも理解できる取り組みだというふうに思います。ただPETボトルの最後のところがございますけれども、ボトルと読ませていただいて、PETボトルについて「外装に表記するときは」というのは、ラベルレスの場合のことを言っておられると思いますので、「ラベルレスの場合」といったことを書き加えていただいたり、個別の容器の表示をということは刻印が必要なのだと思いますから、刻印はするけれども表示は要らない的な表現にさせていただくか、もう少し細かな表示をお願いしたい。

特に、これはPETボトルの三角マークのお話に限ったお話だというふうに理解しておりますが、PETボトルにはプラマークのついているものもございまして、プラマークの

扱いについては従来どおり、品質表示の施行制度に基づいてやっていただきたい。仮に外装に表示をしたとしても、中身製品が多数の場合、廃棄時が別でありますので、個別に表示をするというのは原則やっております。特例的にPETボトルがそうなることについてご意見、ご議論があったので、特段の大きな異論があるわけではありませんが、プラマークにつきましては、そのように従来どおりの原則を貫いていただきたい。特に外装表示の問題がございすけれども、該当するプラマーク製品、PETボトル以外は多々ございまして、ここいらは、私ども含めてそういった方々のご意見をちょうだいしておりませんし、伝達もしていない。ですから、プラマークにつきましての扱いは従来どおりをお願いをしたいというのが2つ目です。

3つ目は、先ほどもお話ありましたが、30年たって、この制度について容器包装の形態や利用、技術革新等々もあった、需要のほうも変わってきた、3Rでリデュースの重要度も増してきたといった中で、30年前からの表示制度でこのまま継続していいのか、一回見直しをする時期ではないのかなという気が、先ほども川村さんのほうからございましたけど、一度表示制度の見直しというものを議論していただいてはどうかというふうに思いまして、意見として申し上げました。

以上でございます。

○大和田座長 ありがとうございます。

それでは、西尾委員お願いいたします。

○西尾委員 筑波大学の西尾でございます。1点の質問と1点コメントを申し上げたいと思います。

1点目の質問は、今回、縮小する方向で関係各位に対して、消費者等々に対して調査を実施していただいた。これは大変いいことだというふうに思っておりますが、その見方で、例えば13ページのパワポシートにしても何にしても、普通、お年を召した方、私のように年をとってくると、目がチカチカして見えないよというのはわかるのですが、この表、どのグラフも若い方のほうができなくなっていると思うのですね。これが単なる統計誤差であって——統計誤差ならいいのですけれども、そうではない場合、もしかするとそもそも余りやる気がなくて、小さくなったからできなくなるのではなくて、そもそもできないというようなことをいっているのかもしれない。そここのところは、大したパーセンテージではないけれども全体的にそういう傾向がみえておりますので、統計誤差ならこれは私の過剰な心配ですので、その辺はちょっとお調べいただいて、公表するときにも統計誤差なら

統制誤差というふうに書いていただいて、実際には15%と5%の差はありませんというようにいっていただけると安心するのが1点です。これは質問です。

2点目は、先ほど久保様のほうからのご指摘ありましたけれども、この表示は大変すばらしいと思っていて、一定の役割を担ってきたと思うのですが、なぜ日本語なのだろうか。今後見直すに当たっては、今、インバウンドで海外からも大変たくさんの観光客が来ている。今後、労働力その他の関係でたくさんの移民の方をお迎えしたり、諸外国の人たちと一緒にビジネスをする機会がふえているので、これはこの委員会の範囲を超えるかもしれないけど、見直しの際には、ぜひとも日本語表記ではない形のほうがいいのではないかな。さらにいえば、刻印表示というようなものを活用できるのであれば、もう少しユニバーサルに通用するような形での表示をぜひ今後、何か見直しをやるときに考えていただきたい。大きさだけではなくて、見直しのあるときに考えていただきたいということでございます。

以上でございます。

○大和田座長 ありがとうございます。

それでは、森塚委員。

○森塚委員 段ボールリサイクル協議会の森塚です。2つ、お願いといいますかご意見を披露させていただきます。

まず1つは、ラベルレス化の話なのですが、その際に段ボールの外装容器にいろいろなマークとか注意事項を書くということについて、我々の業界が省資源に貢献できるということは嬉しいし誇らしく思っていますが、段ボールの場合、どうしても印刷適性とか紙のほうの印刷適性、段ボールをつくる製造業者の印刷機の精度等もいろいろと課題がありますので、表示する内容とか字の大きさ等についてはある程度ガイドライン的なものをつくっていただきますと、業界としても対応がしやすいのかなと思っております。

もう一点は、識別マークに関するお話なのですが、段ボールも含めて今製紙業界のほうで、特に中国とか東南アジアのほうの環境規制の影響で、紙のリサイクル自体に大分影響が出てきている中で、紙製容器包装というものが、先ほど川村委員からお話がありましたけれども、製紙の資源に使えるものと使えないものがほぼ同じようなマークになっている部分があるかなというふうに懸念がありますので、これもぜひ見直ししていく中で、製紙業界によって資源化できるものと難しいものというのを分ける形の表記ができればなというふうに期待しています。

以上です。

○大和田座長 ありがとうございます。

鬼沢委員、お願いいたします。

○鬼沢委員 先ほど西尾委員がおっしゃった、ウェブアンケートの年代が高いほうがいい数字が出ていて、年代が若いほうが割と少ないというところなのではけれども、これはウェブアンケートということもあると思うのですが、もう一つ、私たちの年代はこの20年間、分別をするということがずっとライフスタイルの中で定着していて、むしろ缶や日常使われているPETもちゃんと分別するということが定着しているからこそ、マークが小さくなってもちゃんとできるという回答になったのだと思います。

そういうことを考えると、年代が若い20代、30代の方たちが徐々に今度ふえていく中で、その方たちにこれまでと同じではない形の普及啓発をちゃんとしていかないと、このリサイクルはちゃんとできていかない、リサイクル率が落ちていくという結果になると思いますので、このマークの大きさに関係することだけではなくて、小さくなったことをきっかけに、若い方たちにリサイクルをしっかりとしていくということをいかに定着していくかということも同時にやっていかなきゃいけないことなのではないかなと思います。これは、各方面で皆さんがこれまで非常に熱心に普及啓発をしてきた結果のあらわれではないかと思っております。

○大和田座長 ありがとうございます。

それでは、織委員お願いいたします。

○織委員 私も識別マークを小さくするという、ラベルレスについては、基本的に異存はありません。ただ、全体的に今、世界中で海洋プラスチックの問題が出てきていたり、リサイクルというよりもより少ないリデュースに向かっている中で、今こういった議論を細かくしていくよりも、もっと根本的にラベルのあり方というのを議論する必要があるのではないかなという気はしております。特にこの委員会は、容りのワーキング委員会としてはこれしかないわけですね。ですので、さっきの再商品化義務量ということについても非常に重要ではありますが、2年に1回出てきている中で、私たちが今、地球環境時代のことを考えていったときに、もっと議論していかなきゃいけないこと、もっと根本的に考えなきゃいけない問題がある中で、このラベルの大きさがどうなのかという位置づけをしていかないと、こういう細かい議論をしていく中で本質的なところが失われていくのではないかということを懸念します。

ラベルに関していえば、私、多くの留学生がいるのですけれども、20年ぐらい前から議論になっていた、識別マークはリサイクルマークではないという根本的なところがまだ理解されていないし、そのところが混乱している中で、識別マークを日本がやっていて、先ほど鬼沢さんもおっしゃったように、ある程度もう徹底できている、みんながやっている中で、この識別マークの大きさ云々というよりは、ラベルって一体何のためにあるのか、ラベルの意味合いというものをもう少し根本的に考えていかなくちゃいけないような地球規模の時代の問題になっているのではないかなというような意見です。

○大和田座長　ありがとうございます。

大変貴重な意見、あとはこれに関してのご賛同の意見、ご協力の意見、いろいろいただきましたけれども、少し整理をいただいて、時間の関係もありますから——もう一方いらっしゃいました。済みません、こちらなので見過ごしてしまいました。よろしくお願いします。

○大石委員　簡単に。先ほど西尾先生のほうからお話がありましたけれども、ワーキングの中でも、ユニバーサルのことについて考えなければいけないというのは意見として出ました。ただ、今回はラベルの大きさのことでしたのでこの内容になっていますけれども、全体として考えていかなければいけないというのは、委員の方々の意見からもあったと思います。

それから、今回は経産省の中でしたけれども、表示全体として考えたときに、厚労省ですとか農水ですとか内閣府ですとか、どこが音頭をとるかわかりませんが、ラベルの中に何を書くのか、どういうふうはこのラベルの内容をもっていくのかというのは、もっと総合的に考えていただける場を設けていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○大和田座長　ありがとうございました。

それでは、コメントできるところで結構ですので、よろしくお願いいたします。

○横手課長　貴重なご意見ありがとうございました。まず、細かい議論に入る前に、本質論ということで織先生からちょうだいいたしました。まさにおっしゃるとおりだと思っております。世界的なリデュースの動きもそうですし、先ほどお話もありましたアジア等々の廃棄物輸入規制、そういったものを踏まえましても、今までの日本の3Rシステムそのものというのをもう一度考えないといけない時代に来ているのかなというふうに我々としても認識してございます。

ですので、環境省さん中心に取りまとめられました「プラスチック資源循環戦略」、この中で、まずはレジ袋の有料化というところが先行してございますけれども、プラスチック全体どうしていくのかというところは、今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

次に、識別表示制度そのものというか、ユニバーサル化であるとか、あとは古紙のところの個別表示、要するに古紙、雑紙と分別できるようなわかりやすいほかの表示がないのかというところ、それから、30年たっているけれども見直していく必要があるのではないのか、そういうご意見をちょうだいいたしました。そういうことなのかもしれませんが、一方でなかなか悩ましいところがあると思うのは、こうやってこのマークそのものがある意味認知度が高まっているという状況下において、新しいマークをつくる、もしくは今までのマークを完全にやめてしまって次のものに変えていくことを考える必要が出てきている。30年たっているということですから、こうしたことも考えていく必要はあろうかと思っておりますけれども、なかなか定着しているものを変えていくということの難しさというのはあるのかなと、正直、感想として思っております。

特に古紙とほかの分別しやすいマーク、個別表示というものがございましたけれども、マークをまたさらにふやしていくというところについて、消費者がついてこられるのかというところも考えていく必要もあろうかと思っておりますし、あとユニバーサルというところ、これは非常に悩ましくて、先ほど若者のほうの認知度がというところもございました。まさに小学生であるとか小さいころからこの分別というものについて説明していく上で、これがもしユニバーサルの英語表記とかになったときに、そういう若い子たちの認知というところにどういう影響を与えるのかというところ、こういうことも考えていく必要がございますし、もちろんオリンピック・パラリンピックみたいなピクトグラムで表記できればユニバーサルになるのかもしれませんが、なかなかそういううまく解決策というところもすぐには出てこないと思いますが、でも、ご指摘はおっしゃるとおりだと思っておりますので、そこはしっかり時間をかけて検討していきたいなというふうには思います。

あと、統計データのところ、統計誤差なのかどうかというところは、改めて確認をした上で、もしそういうことであればそういうふうにご書かせていただきますし、そうでないならこのままということになりますけれども、先ほど鬼沢委員おっしゃったように、もうこの20年間でずっと家事などの中で分別をしてきている方々には、多分こういう分別というライフスタイルがしみついているということだと思っておりますが、若い方々というと

ころは、もしかしたらまだまだというところがあるのかもしれません。そういう若者の方々にしっかりと普及啓発活動をやっていくべきというところ、非常にそのとおりだと思ってございますので、我々も限られたリソースというところもございますけれども、事業者の方々と連携しながら、しっかりそこは考えていきたいなというふうに思っております。

以上になります。

○大和田座長　ありがとうございます。

まだまだ足りないところはあると思いますけれども、詳細については何かそういうような場を設けるということで――場を設けるというか、皆様のご意見を検討する場を設けるということにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、基本的にはいかがでしょうか、このご提案でございますけれども、皆さんにご確認いただいたということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、今後の進め方は後で事務局からご報告いただきましてけれども、そのような形でご確認いただいたということにさせていただきます。

私のちょっと感想を言うと、グローバル化、若年層をどうするかという問題はかなり含んでいますけれども、その中でAIとかIoT化はどんどん進んでくる、これをうまく利用しながら、恐らくすぐ変えるというのは難しいと思いますけど、徐々に近未来に向けてどう変えていくかというような議論というのは、そろそろスタートしたほうがいいのかなというような気もいたしました。どうも皆さん、ご意見ありがとうございました。

それでは、この2件、議論していただきましたけれども、今後の取り扱い含めて、最後、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○横手課長　座長、ありがとうございます。また、委員の皆様、ご審議いただきましてありがとうございます。本日ご了解いただきましたこの2件、まず1つ目の容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率の件ですけれども、これは来年度分の適用数値案として、4月1日に適用可能となるように、早急に主務大臣による告示制定に向けた手続を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、この識別表示のほうも省令改正が必要になってございますけれども、早ければ来年度の4月1日というところに間に合うように迅速に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○大和田座長　ありがとうございます。

それでは、本日、皆様から非常に貴重なご意見いただきました。多分、次に非常につながる会だったなというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、今後、我々としては対応していきたいというふうに思っております。

ここで大和田先生の感想と書いてあるのですが、もう既にいつてしまいましたので、とりあえず時間の関係もございますので、今日はこれにて終了ということにさせていただきます。皆さん、どうもご多忙のところご出席、ありがとうございました。

——了——